

知っておきたい保険のはなし

vol.13

自転車の事故、自分や家族がまさかの加害者に！

～個人賠償責任保険は必要です～

2013年7月神戸地裁で衝撃的な判決が下りました。2008年9月、当時11歳だった男の子が、歩行中の女性に自転車で衝突した事故。この男の子の親に対し、なんと9500万円もの損害賠償を命じたのです。

男の子はマウンテンバイクで帰宅中、坂を下っていました。ライトは点けていたようですが、歩行中の女性に気が付かずそのまま正面衝突。被害者の女性は、5年半経った現在でも意識は戻らぬまま寝たきりだそうです。

警察の統計によると、自転車事故は新年度(新学期)を迎えた後の4月～7月に最も多いそうです。また、朝の8時～10時の通勤(通学)時間帯に集中して発生しているそうです。誰もが遅刻をしないように先を急いでいることが原因と考えられます。朝は「余裕を持って出かけること」が事故を防ぐためには最も重要です。

2012年には全国で13万2048件の自転車事故が発生しました。そのうち半分以上が「出会い頭の衝突」です。交差点に左右をよく確認せずに突っ込んで行き、衝突する事故です。そして、左折時や右折時の衝突を含めた交差点で発生した事故は、なんと全体の77%にもなります。交差点で左右の確認をすることは当たり前のことだと、みなさんが知っています。でも急いでい

余裕がない時には、つい確認もせず……このついでが事故原因の大半です。

いまや自転車は健康志向も高まり、販売台数も伸びています。免許のいない手軽な乗り物です。しかし、ちょっとした不注意で、自分や家族が他人にケガをさせてしまったり、物を壊してしまい、まさかの加害者になってしまったらどうしたら良いのでしょうか？加害者になってしまった場合に一番困ること。それは相手への賠償金です。

クレジットカード会員限定などで専用保険もありますが、自動車保険や傷害保険、火災保険に個人(日常生活)賠償責任特約が付いていれば、賠償金は保険会社より支払われます。しかし、保険会社によって支払ってもらえる保険金額の上限が違います。また、被害者と示談交渉を代行してくれるサービスがついている保険もあります。よく比較をして選択することが重要です。

私は地元顔訪にて23年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅